

社会福祉法人門前保育会

役員及び評議員の報酬等並びに費用弁償に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人門前保育会（以下「法人」という。）の定款第8条及び第22条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等並びに費用弁償に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、役員のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。常勤役員のうち、理事は常勤理事及び監事は常勤監事という。
- (3) 非常勤役員とは、役員等のうち、常勤役員以外のものをいう。
- (4) 評議員とは、定款第5条に基づき置かれるものをいう。
- (5) 評議員選任・解任委員とは定款第6条に基づき置かれるものをいう。
- (6) 報酬とは、社会福祉法第45条の34第1項第3号に定める報酬、賞与、その他の職務執行の対価として受け取る財産上の利益及び退職手当であって、その名称の如何を問わない。
- (7) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む）等の経費をいう。また、費用と報酬とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 この法人は、役員、評議員、評議員選任解任委員に職務執行の対価として報酬を支給することができる。

(理事会及び評議員会等の出席報酬等)

第4条 理事長及び理事が理事会に出席したときは、別表1により1日分の報酬を支払うことができる。なお、同日にあわせて2つ以上の法人の業務を行った場合は1つについてこれを支払うものとする。ただし、常勤理事に対しては、出席報酬は支給しない。

- 2 評議員が評議員会に出席したときは、別表1により1日分の報酬を支払うことができる。
- 3 役員及び評議員選任・解任委員が評議員選任・解任委員会に出席したときは、別表1により1日分の報酬を支払うことができる。なお、同日にあわせて2つ以上の法人の業務を行った場合は1つについてこれを支払うものとする。
- 4 全理事の報酬総額は年間20万円以内とする。
- 5 全評議員の報酬総額は年間10万円以内とする。

(監事の報酬等)

第5条 監事が理事会及び評議員会に出席したときは、別表1により1日分の報酬を支払うことができる。

- 2 監事が理事会及び評議員会出席以外の日において、法人及び施設の指導監査への立会及び運営状況の指導または監査の業務にあたった場合は、別表1により1日分の報

酬を支払うことができる。なお、同日にあわせて2つ以上の法人の業務を行った場合は1つについてこれを支払うものとする。

3 全監事の報酬総額は年間10万円以内とする。

(出張旅費)

第6条 出張旅費は原則として交通費、宿泊費、日当、及びその他の費用に区分する。

2 交通費、宿泊費及び日当は門前保育園旅費規定に準じ支給する。

3 その他出張中において用務に支出した費用は、その用途を明記した領収書等をもって実費を支給する。

(兼務役員)

第7条 施設の職員を兼務する役員は、施設の職員としての業務を除く法人業務に限り、この規定を適用することができる。

(報酬等の支給日)

第8条 役員及び評議員等の報酬及び費用弁償、旅費等は必要の都度支払うものとする。

(報酬等の支給方法)

第9条 報酬等は通貨をもって本人に支給又は支払うものとする。

2 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金等を控除して支給する。

(公表)

第10条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第11条 この規定の改廃は、評議員会の決議によって行う。

(補足)

第12条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が評議員会の承認を経て、別に定めるものとする。

附則

この規程は、平成30年2月9日よ(平成29年度臨時評議員会の議決の日)から施行する。

令和3年2月5日 改正

令和4年6月25日(令和4年度定時評議員会終了の日)改正

別表1

(出席報酬等日額)

名称	職務	報酬	日当
理事会出席 報酬等	理事	5,000 円	実費
	監事	5,000 円	実費
評議員会出 席報酬等	評議員	5,000 円	実費
	理事	5,000 円	実費
	監事	5,000 円	実費
評議員選 任・解任委員 会出席報酬 等	理事	5,000 円	実費
	監事	5,000 円	実費
	評議員選任・解 任委員	5,000 円	実費